

税 第 7 0 - 6 号
令和 2 年 4 月 2 4 日

各市町村税務主管課長 } 様
各市町村福祉主管課長 }

埼玉県総務部税務課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための自動車税(種別割)の
身体障害者等減免申請等に係る取扱いについて (通知)

県税務行政につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
自動車税(種別割)の身体障害者等減免申請等については、例年の傾向から、5月中は窓口
の混雑が想定されます。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記のとおりとしますので、
お知らせします。

なお、別添リーフレットを御提供しますので、窓口等に設置していただき、住民へ周知し
てくださいますようお願い申し上げます。

記

1 定期課税分(納期限が令和2年6月1日(月)の自動車)の減免申請について

(1) 身体障害者等減免申請

自動車税(種別割)の年税額が全額減免(上限あり)となる申請期限を、令和2年度に
限り、7月31日(金)まで延長します。可能な限り5月中の申請は避け、6~7月に
申請していただくようお願いします。

なお、既に減免を受けている車両があり、抹消登録等が必要な場合には、申請時まで
に済ませていただくようお願いいたします。

また、6月2日(火)以降の申請については、督促状等の発付を差し止めることがで
きないため、一旦納付していただき、後ほど還付となりますので、御了解ください。

(2) 車いす移動車減免、医療防疫車減免等減免申請について

従来どおり、納期限(令和2年6月1日(月))が申請期限となります。原則、郵送で
の申請をお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大等により、納期限内に申請することが困難な場
合には、埼玉県税条例第17条第2項に基づき、申請期限を延長して申請書を受け付け
ます。

この場合は、減免申請書の備考欄等にその旨を記載してください。

2 年度途中に取得した自動車の身体障害者等減免申請について

新規登録等により取得した自動車に係る自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車
税(環境性能割)の身体障害者等減免については、従来どおり、登録の日から30日以内
が申請期限となります。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大等により、期限内に申請することが困難な場合には、埼玉県税条例第17条第2項に基づき、申請期限を延長して申請書を受け付けます。

この場合は、減免申請書の備考欄等にその旨を記載してください。

なお、既に減免を受けている車両があり、抹消登録等が必要な場合には、申請時まで済ませていただくようお願いいたします。

担当：課税担当 藤原・浅海

電話：048-830-2659

FAX：048-830-4737